

令和 8 年 3 月 25 日

第 3 回 日南町議会定例会追加議案

日 南 町

日南町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例(昭和45年条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u> _____ _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

除税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県(都・道・府)の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。(以下同じ。)

2～4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定

する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.60を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条第3項、第9条第7項及び第15条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条第3項、第9条第7項及び第15条第1項において同じ。)以外の世帯 16,600円

2～4 (略)

(新設)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定

する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.60を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第15条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第15条第1項において同じ。)以外の世帯 16,600円

<p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p>第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p>第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について957円とする。</p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p>第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について39円とする。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p>第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 718円</p> <p>(2) 特定世帯 359円</p> <p>(3) 特定継続世帯 539円</p> <p><u>(国民健康保険税の減額)</u></p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(国民健康保険税の減額)</u></p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者</p>
---	--

(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者ア～カ(略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 670 円

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 27 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 50 3 円

(イ) 特定世帯 252 円

(ウ) 特定継続世帯 377 円

(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 30 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ(略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 479 円

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 20 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 35 9 円

(イ) 特定世帯 180 円

(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者ア～カ(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 30 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(ウ) 特定継続世帯 269 円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ（略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 191 円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 144 円

(イ) 特定世帯 72 円

(ウ) 特定継続世帯 108 円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2)（略）

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 144 円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 240 円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 383 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 479 円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ（略）

（新設）

（新設）

（新設）

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2)（略）

（新設）

<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第9条第4項規定により算定した所得割額の12分の1の額に、<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条第5項の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条第6項の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u>（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、<u>当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額_____（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額_____）は、当該所得割額及び被保険者均等割額_____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険</p>
--	---

<p>者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条第4項</u>及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>4～13 (略)</p>	<p>者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>4～13 (略)</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日南町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、はお従前の例による。

議案第43号

公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町農林M I R A Iセンター）

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所

一般財団法人日南町産業振興センター 代表理事 中村 英明
鳥取県日野郡日南町多里826番地

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

日南町農林M I R A Iセンター 鳥取県日野郡日南町霞729番地

3. 管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 管理業務の範囲

- (1)日南町農林M I R A Iセンター（以下「センター」という）の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (2)センターの使用の許可及び使用条件に関する業務
- (3)学生、担い手その他関係者の受入及び利用調整に関する業務
- (4)前各号に掲げるもののほか、センター設置目的を達成するために必要な業務

5. 利用料に関する事項

日南町農林M I R A Iセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定に基づく利用料を指定管理者の収入として収受させる。



様式第1号(第4条関係)

指定管理者指定申請書

令和 8 年 3 月 1 1 日

日南町長 中村 英明 様

申 請 者

所 在 地 鳥取県日野郡日南町多里826番地

団 体 名 一般財団法人日南町産業振興センター

代表者氏名 代表理事 中 村 英 明

連絡先(電話) (0859)84-0660



日南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称

日南町農林MIRAIセンター

添付書類

- 1 公の施設の事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書

参考様式（第4条第1号関係）

「日南町農林 MIRAI センター」の管理に関する事業計画書				
		申請年月日	令和8年3月11日	
団体名	一般財団法人日南町産業振興センター			
代表者名	代表理事 中村 英明	設立年月日	平成25年4月1日	
団体所在地	鳥取県日野郡日南町多里 826 番地			
電話番号	(0859) 84-0660	FAX番号	(0859) 84-0080	
E-mail	info@nichinan-ipc.or.jp			
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
にちなん中国山地林業アカデミー	鳥取県日野郡日南町多里 782 番地 2	農林業人材育成・農業研修制度受託	開始	令和6年4月1日
			終了	令和11年3月31日
			開始	
			終了	
事業計画（別紙可）				
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】				
<p>日南町農林 MIRAI センター（鳥取県日野郡日南町霞 729 番地、建物面積 1,117 m²）は、日南町まち・ひと・しごと創生交付金（第2世代）を活用して整備された森林・林業教育拠点施設である。コンパクトヴィレッジ構想の中心地に位置し、①講義室（40名収容・Web配信設備・スマート林業端末完備）、②森林・林業展示室（約100 m²）、③学生寮（12床個室）、④事務室・会議室等の機能を有する。</p> <p>当センターは、にちなん中国山地林業アカデミーの指定管理者として林業人材育成に取り組んできた実績を基盤に、森林・林業教育を軸とした交流・関係人口の増加と移住促進を図る。林業アカデミーとの一体的な運営により、農林業横断の総合的な人材育成・地域振興拠点として機能させる。</p>				
1. 目的				
<p>本町及び近隣市町村の豊かな森林資源を活用した林業・木材産業等の振興と持続的発展を図るため、森林・林業教育を基軸とした交流・関係人口の増加と移住促進に取り組む。</p> <p>具体的には、滞在型森林教育プログラムの実施、スマート林業人材育成講義、Web配信による公開講座の開催、林業アカデミー学生の学生寮管理運営を通じ、地方への人の流れを創出し、日南町の地方創生に資する。また、①県外からの移住者数の増加、②林業アカデミー卒業生の町内新規林業就業者数の増加、③町外者向け森林教育実施件数の増加、④公開講座参加者の延時間数増加を目標指標として事業を推進する。</p>				
2. 当面の管理運営について				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 林業アカデミーの指定管理運営で培った森林・林業教育の実績・ネットワークを活かし、農林 MIRAI センターの運営を担う。 ○ 施設整備後2年目（令和8年度）からの事業化を見据え、初年度は滞在型森林教育プログラムおよびスマート林業研修カリキュラムの充実を図る。 ○ 学生寮（12床）の適切な管理を行い、林業アカデミー学生の生活環境を整える（家賃：30～33 				

千円/月、光熱費・通信費込み)。

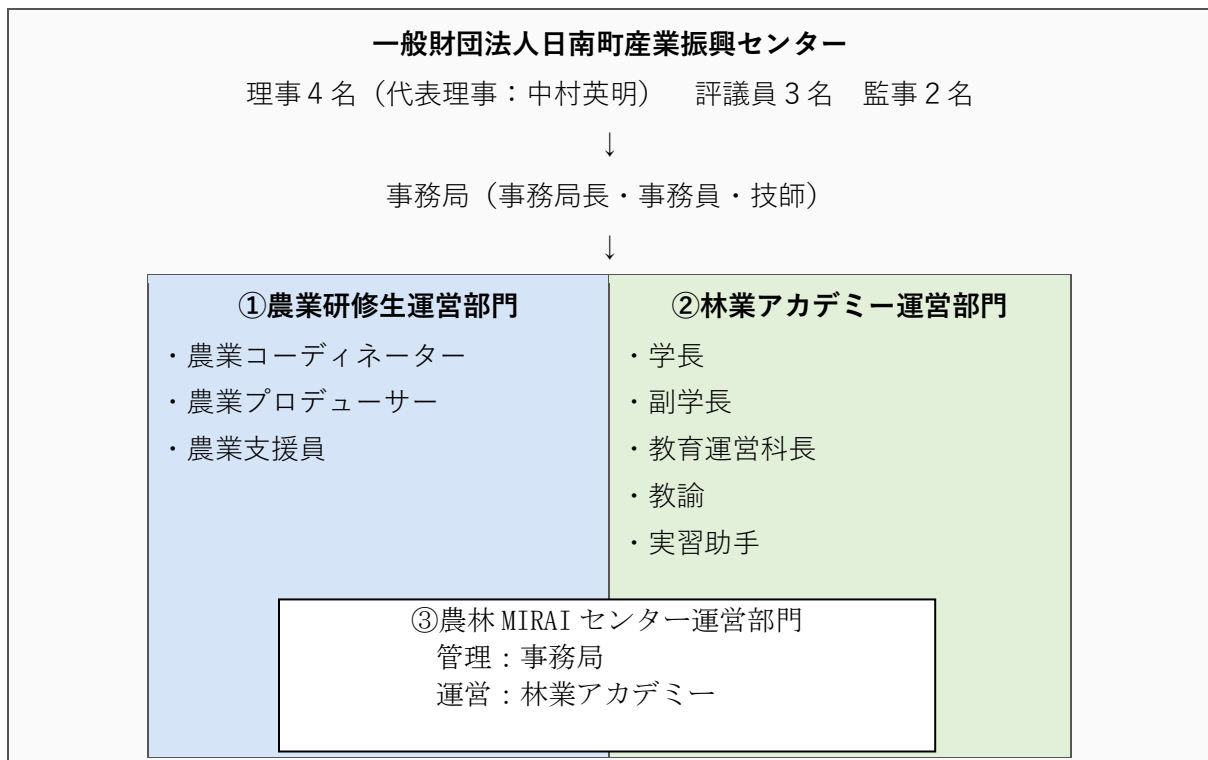
- 公開講座は Web カメラ・音響設備を活用したオンライン配信により、首都圏を含む広域から講師・参加者を募集する。
- 日南町森林組合・山里 Load にちなん・鳥取大学・島根大学等との連携により、プログラムの質と地域貢献を担保する。
- 農林 MIRAI センターと林業アカデミーを一体的に運営し、リソースを相互活用することで管理効率を高める。

【安全・安心面からの運営の具体策など特徴的な取組について】

- 実習開始前の安全衛生教育の徹底（農作業安全・林業労働安全）、救急救命講習の必須実施。
- 衛星電話の携行等、電波の届かない演習林での緊急通報体制の確保。
- 施設関係者以外の入場制限と不審者対応マニュアルの整備。消防訓練・避難訓練・通報訓練の実施。
- 火災発生時：利用者の安全誘導・消防署への通報・初期消火対応。
- 自然災害時：町災害対策本部との連携、施設安全確保と利用者への情報提供。

【施設の管理について】

1. 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む）



2. 職員の研修計画

- 西日本林業経済研究会・国内林業大学校等との意見情報交換会での研鑽
- 鳥取大学・島根大学での公開講座等への参加
- 林野庁の森林技術総合研修所における研修への参加

- 近畿中国森林管理局森林技術・支援センター、鳥取林業試験場での実務研修参加
- スマート林業（ドローン操作・GNSS・データ解析）に係る専門研修への参加

3. 経理

- 経理責任者の配置、会計管理ソフトの導入
- 監事2名による会計監査の実施
- 農林MIRAIセンター分の収支（学生寮家賃収入・森林教育収入・公開講座収入等）を既存施設と区分して管理

【施設の運営について】

1. 年間の自主事業計画（別紙に記入のこと）

（別紙1）

2. サービスを向上させるための方策

- 産官学連携（日南町森林組合・鳥取大学・島根大学・山里Loadにちなん等）によるプログラムの質の向上
- 移住・定住希望者と山里Loadにちなん（移住部門）との連携による移住促進支援
- アンスト日南等を通じた公開講座・森林教育の広報強化
- Web配信設備の活用により地理的制約を克服し、都市部からの参加機会を拡大

3. 利用者等の要望の把握及び実施案

研修・講座参加者へのアンケートを実施し、プログラム内容・施設設備・運営方法のフィードバックを反映する。日南町まち・ひと・しごと創生第三者評価委員会においてKPIを検証し、毎年6月に結果を公表する。

4. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- 実習開始前の安全衛生教育の徹底（安全衛生座学・救急救命講習を必須カリキュラム化）
- 衛星電話の携行等、電波の届かない演習林での緊急通報体制の確保
- 学生寮の入退居管理・ハウスルールの整備、建設課（町営住宅）との連携
- 火災時：学生・利用者の安全誘導、消防署への通報、初期消火対応

5. その他（地域との連携、他施設との連携）

- 地域活動・イベントへの参加（林業まつり、ふるさとまつり、食のバザール、森林教育イベント等）
- 聴講生制度…地域住民・林業関係者に講義を公開し、学習機会を提供
- 森林資源の利活用…薪、炭生産等、木育拠点としての環境教育
- 林業ネットワーク化…各林業関連セクター（行政含む）との意見交換・情報共有の実施
- J-クレジット販売の枠組みを滞在型森林教育へ拡大し、参加者増加を目指す

【個人情報の保護の措置について】

日南町個人情報保護条例（平成 13 年条例第 4 号）、日南町個人情報保護条例施行規則（平成 13 年規則第 3 号）及び日南町個人情報保護事務取扱要領（平成 13 年要領第 3 号）に準じ、個人情報の適正な管理を行う。

【緊急事態について】

1. 防犯、防災の対応について

- 施設関係者以外の入場制限
- 消防訓練・避難訓練・通報訓練の実施

2. その他緊急時の対応

- 火災発生時は学生・利用者の安全誘導を行うとともに消防署に通報し、初期消火にあたる。
- 自然災害時は町災害対策本部と連携し、施設の安全確保と利用者への情報提供を行う。

【団体の理念について】

1. 団体の経営方針等

- 中国山地の中央に位置する日南町で、林業アカデミー・農林 MIRAI センターを運営し、産学官連携のもと農林業が求める即戦力となりうる人材、地域の求める人材を育成する。
- 地域及び農林業が抱える諸課題について短期技術研修を実施するとともに、地域活動への協力、山村地域の研究を通じ、地域社会及び農林業の発展に挑む。

2. 指定管理者の指定を申請した理由

日南町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号・第 5 号の規定による公募によらない指定管理者の候補者として選定されたため。既存の林業アカデミー指定管理者として実績を有しており、農林 MIRAI センターとの一体管理により設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められる。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

- 農林 MIRAI センターは、コンパクトヴィレッジ構想の中心地（町霞 729 番地）に整備され、駅から約 3km・町営バス・巡回バス・デマンドバスでアクセス可能な立地で、地域住民・町外者が集いやすい拠点となった。
- 既存の林業アカデミー校舎が演習林近くの不便な場所にあったという構造的課題を解消し、40 名収容の講義室・Web 配信設備により首都圏からの講師・参加者を広く募集できる環境が整った。

その他特記すべき事項があれば記入してください。

1. 年間の自主事業計画

事業区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受入準備・入居対応												
森林教育プログラム実施												
滞在型林業体験（短期）												
スマート林業研修												
公開講座（Web 配信含む）												
施設・展示室の一般公開												
就農・就業・移住相談												

2. 各事業の概要

事業名	対象・規模	内容
滞在型森林教育プログラム	町外者向け 短期～複数日	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生座学＋チェーンソー伐採体験等の短期インターンシップ型林業体験 ・林業作業現場・LVL 工場・樹木育苗センター等を巡る社会見学型ツアー ・植生・地形・林業の歴史が学べるガイド付き森林散策ツアー ・小学生等向けネイチャーゲーム（低年齢層対応）
スマート林業人材育成	林業従事者等 受講者 10 名	<ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星・GNSS・ドローン活用による林業の生産性・安全性向上に係る講義 ・フィールド調査から屋内データ解析まで一貫したカリキュラム（18 時間）
公開講座（Web 配信）	町民・林業関係者等 年間 12 講座	<ul style="list-style-type: none"> ・林業アカデミーの講義の一部を外部に公開（年 12 講座・1 講座 1 時間を想定） ・講義室の Web カメラ・音響設備を活用しオンライン配信 ・首都圏含む広範囲から講師招聘が可能（遠隔講師対応）
学生寮の管理運営	林業アカデミー学生等 12 床	<ul style="list-style-type: none"> ・個室 12 床（3 室タイプ：5 床 33 千円/月・7 床 30 千円/月 光熱費・通信費込） ・キッチン付き多目的室・共用洗い場・物干し場・玄関を整備 ・入居期間：入学から卒業までの 12 ヶ月（まずは林業アカデミー学生を優先とするが、空き室については補助事業の主旨に沿いながら弾力的な運用を行う。）
森林・林業展示室の運営	来館者全般 約 100 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・木材サンプル・植物標本・林業道具・エンジニアリングウッド等の常設展示 ・CLT・LVL 製パネルボードを活用した森林教育解説パネル（A0 サイズ）の展示 ・こども向け・大人向け双方に対応した展示構成（例：緑のダム、ドローン林業）

管理に係る収支計画書		令和8年度予算額	令和9年度予算額	令和10年度予算額	
収入合計 (A)		4,800,000	6,844,000	6,942,000	
項目	委託料	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
	家賃収入	1,800,000	3,744,000	3,744,000	
	森林教育収入		90,000	180,000	
	公開講座収入		10,000	18,000	
支出合計 (B)		4,800,000	6,844,000	6,942,000	
項目	事務所 運営	水道光熱費	2,000,000	2,000,000	2,000,000
		通信費	500,000	500,000	500,000
		電気保安協会点検料	167,000	167,000	167,000
		修繕費	333,000	333,000	333,000
	学生寮 運営	水道光熱費	1,050,000	2,100,000	2,100,000
		通信費	108,000	216,000	216,000
		保険料	200,000	200,000	200,000
		消耗品費	30,000	30,000	30,000
		外注費(クリーニング)	250,000	500,000	500,000
		修繕積立金	162,000	698,000	698,000
	森林教育	職員報酬		90,000	180,000
	公開講座	通信費		10,000	18,000
	収支 (A) - (B)		0	0	0